

整理番号 3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年4月5日	支出額	930 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所 3月分給与の源泉所得税
-----	---------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
3月分給与 3月31日支払	

国税 収納金 整理 資金	給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)	領 収 証 書	税務署使用欄	整理番号
32301	令和 年度 02	税務署番号 00033018	110	
区分	支払年月日 030331	支 払 金 額 103894	納 税 額 930	納期等の区分 令和 年 月 日 0303
賃給 賃料等				支払分源泉所得税 及び復興特別所得税
賃与(役員賞与を除く)				証券受領 使用欄
日雇労働者の 賃金				
退 賃				
税理士等の 報酬				
役員賞与				
同上の支払 確定年月日				
住所 330-8843 (電話番号)	075-922-7188	本 税 2359	延滞税	合計額 ¥2359
氏名	浅野目義英	延滞税		日本銀行(本店・支店・代理店) 蔵入代理店(郵便局を 含む)又は税務署の領収日付印が押されているかお 確かめください。
摘要				北浦和 3.4.5 103280

整理番号 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年4月5日	支出額	1429 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	社労工顧問報酬3月分の源泉所得税
----	------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

社労工報酬3月26日支払い 誤記

国税 収納金 資金	給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)	領収証書	整理番号
32301	令和 年度 02	税務署番号 00033018	110
区分	支払年月日	人 員	税 務 署 番 号
俸給(給料等)			
賞与(役員賞を除く)			
日雇労働者の 賃金			
退職金			
税理士等の 報酬	03038		14000
役員賞与			
同上の支払 確定年月日			
住所 (所在地)	330-8075 (電話番号)		
氏名	浅野目義英		
印	浅野目義英		
摘要	6-02101- ()		
納期等の区分	令和 年 月 日 0303		
支払分源泉所得税 及び復興特別所得税	1429		
証券受領	未調整による不足税額		
	未調整による超過税額		
	本 税 2359		
	延滞税		
	合計額 ¥2359		
	日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む))又は税務署の領収目付印が押されているかお確かめください。		

整理番号	19
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
⑥人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年4月27日	支出額	12,571 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	社労士顧問報酬(4月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
---------	-----------

T-DE-L. 社労士顧問報酬(4月分)として
 口座名 浅野目義英 支払先名 あらやの社会保険労務士事務所

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19	03-04-27	.送金	*12,571	IB アラカワシカイホ
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。

4

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請 求 書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No. 29

発行日 2021年4月1日

件名： 令和3年4月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

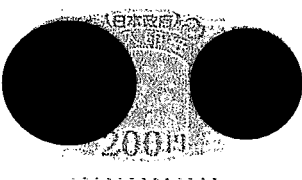
あらかわ社会保険労務士事務所 
 〒330-0074
 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
 ノースピアR105
 特定社会保険労務士 荒川 洋一
 TEL： 048-637-5178
 FAX： 048-637-1350
 携帯： 070-4805-3882
 E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額 **¥12,571** (税込) お支払期限： **令和3年4月30日 (金)**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1 ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先 埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4426221 アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ	小計	¥14,000
	消費税	¥0
	源泉所得税	¥1,429
	合計	¥12,571

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。
-----------	--



業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所

(以下「甲」という) と

受託社 あらかわ社会保険労務士事務所 (以下「乙」という) とは、

甲の事業における社会保険労務士法第2条第1項1号、1号の2、1号の3、2号、3号の業務について下記のとおり契約します。

契 約 事 項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、 相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期 間	令和2年9月1日～令和3年8月31日
	報酬額及び 支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の 事 項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合わせについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章 その他

(協議解決)

第17条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第18条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和 2 年 8 月 18 日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピア R105
事務所名 あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士 荒川 洋一

整理番号	22
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年4月30日	支出額	194,630円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	県政調査事務所 4月分給与		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ただし、県政調査事務所 4月分給与として

口座名 浅野目義英 支払先名 XXXXXXXXXX

13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20					03-04-30	送金	*194,630	IB	XXXXXXXXXX
21									
22									
23									
24									

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。








































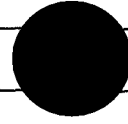
4

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2021 年 4 月分出勤簿

氏名： 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	印
1	木	9:00	16:45	1:00	6:45		
2	金	10:00	18:45	1:00	7:45		
3	土						
4	日						
5	月	9:30	18:45	1:00	8:15		
6	火	10:00	19:30	1:00	8:30		
7	水						
8	木	10:00	18:30	1:00	7:30		
9	金	10:00	19:30	1:00	8:30		
10	土						
11	日						
12	月	9:30	16:45	1:00	6:15		
13	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
14	水	9:30	12:00		2:30		
15	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
16	金	9:45	18:00	1:00	7:15		
17	土						
18	日						
19	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
20	火	9:30	17:00	1:00	6:30		
21	水	13:00	18:00		5:00		
22	木	10:00	16:45	1:00	5:45		
23	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
24	土						
25	日						
26	月	9:30	17:00	1:00	6:30		
27	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
28	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
29	木						
30	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
合計					129:00	出勤日数	22日

支給明細書

令和03年 04月分 給与 支給日 令和03年04月30日
 締日 令和03年04月30日

受領印



000002 [Redacted] 様

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

勤 怠 内 訳		支 給 項 目		控 除 項 目		そ の 他	
出勤日数	20.00	基本給	180,000	雇用保険	600	社会保険合計	600
総労働時間	129.00	固定残業手当	20,000	所得税	4,770	課税対象額	199,400
所定内労働時	129.00					非課税合計	
						課税支給累計	589,360
						社会保険累計	1,768
						所得税累計	10,470
有給残日数	10	合 計	200,000	合 計	5,370	振込支給額	0
						現金支給額	194,630
						差引支給額	194,630

労働条件通知書兼雇用契約書(正職員用)

副

フリガナ		性別	生年 月日	年 月 日
氏名				
現住所	〒 携帯			
雇用期間	令和 3年 4月 1日より	就業場所	埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8	
従事業種	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・ 来客対応、資料集め・整理・作成、後援 会の調整、代理出席、会場設営など議員 のサポート及びその付随業務全般	基本給	180,000 円	
		固定残業手当	20,000 円	
		手当	円	
		手当	円	
就業時間	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 (休憩 12 時 00 分より 13 時 00) 業務上の都合・シフトによる変動あり	インセンティブ	有	
		時間外労働有無	有	
		休日労働有無	有	
休 日 暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、 その他事務所指定休日 ※事前に勤務表に定める	昇給・考課	有(4月)	
		賞 与	有(7月・12月)	
		退 職 金	無	
休 暇	法定通り(原則6か月経過後10日) ※勤続年数は入職時から通算する	賃金締切日	末日締切	
		賃金支払日	当月末日支払	
定 年	60 歳(65 歳迄の継続雇用制度有り)	賃金支払方法	銀行振込	
自己都合退職	退職する1か月以上前に、文書により 届けること	変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用 する	
一定能力条件	無	教育訓練	有	
割増賃金率	所定時間外、法定超(125)%・所定超(100)%・休日法定休日(135)% 法定外休日(125)%・深夜(25)%			
賃金の決定 方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務 の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を多面的に評価・勘案した上で、職能給 テーブルの範囲内でこれを決定する。			
固定残業手当 の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当(深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当す る)とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 : 180,000 円÷165 時間(月平均所定時間)×1.00×8 時間 +180,000 円÷165 時間(月平均所定時間)×1.25×8.25 時間=19,978 円<20,000 円			
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの			
退職制度	有 6 か月以上勤務者(退職事由が傷病の場合、治癒の判断は事務所が行う)			
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。			
注意事項	<p>1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変 更を命ずることがあります。</p> <p>2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。</p> <p>3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月 必ず支給されるものではありません。</p> <p>4. 昇給・考課については能力、実績、事務所の運営状況等を勘案し、毎年必ず昇給の約束をす るものではありません。また、減給する場合があります。</p> <p>5. 賞与は、事務所の運営状況の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期 を延期し、又は支給しないことがあります。</p> <p>6. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は後援会、支援者、住 民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。</p> <p>7. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の 事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所 外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。</p> <p>8. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、レポート 等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します</p> <p>9. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメ ント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行わないこと。</p> <p>10. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的で PC、メール などの通信は禁止します。</p>			

	<p>11. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。</p>
<p>解 雇</p>	<p>次の各号の一に該当する場合は解雇します。</p> <p>① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、回復が見込まれず、他の軽易な職務に転換させることもできないとき。</p> <p>② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。</p> <p>③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。</p> <p>④ 協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。</p> <p>⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。</p> <p>⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき</p> <p>⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき</p> <p>⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき</p> <p>⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき</p> <p>⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき</p> <p>⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき</p> <p>⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき</p> <p>⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき</p> <p>⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき</p> <p>⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき</p>
<p>服務抜粋</p>	<p>1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。</p> <p>2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。</p> <p>3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。</p> <p>4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。</p> <p>5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ID、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。</p>

上記以外の労働条件等については労働法令及び事務所内規則によります。 令和 3年 4月 1日

使用者職氏名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表 浅野目 義英

労働者住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

整理番号	2
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年5月7日	支出額	4770 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所4月分給与の源泉所得税
-----	--------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
4月分給与 4月30日支払	

国税 収納資金		給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)		領 収 証 書		整理番号			
32301		令和 年度 03		税務署 00033018		税務署使用欄			
区分		支払年月日		人 員		税 額			
俸給料等		030430		1000000		4770			
退給(役員賞与を除く)									
日雇労働者の賃金									
退職手当等									
税理士等の報酬									
役員賞与									
同上の支払確定年月日									
住所 330-6045 0075 (電話番号 048-762-7133) サイタマ クラウワ カキイラ 2-1-302 氏名 浅野目 義英 氏名(英) ASANO YOSIHIRO 摘要		年末調整による不足税額							
		年末調整による超過税額							
		本 税						6199	
		延 滞 税							
合計額						¥6199			
国庫金 徴収業務 事務官		納期等の区分		令和 年 月		0304			
		支払分源泉所得税及び復興特別所得税							
証券受領 日付用印		本 税				6199			
		延 滞 税							
出 納 3.5.7 第四北越 北浦和		◎日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。							
		左記の合計額を徴収しました。							

5-02101- [] (YF-01006) H

整理番号 3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
⑥人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年5月7日	支出額	1,429 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 社労士顧問報酬4月分の源泉所得税

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

社労士顧問報酬4月分 支払日 4月27日 誤記

国税 収納金 資金	給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)	⑥ 領収証書	納期等の区分
32301	令和 年度 03	ウラウ 税務署 00033018	令和 年 月 日 0304
区分	支払年月日	人 員	支 出 額
俸給 給料等			
日 時 者の 賃金			
退職 手当等			
税 理 士 等 の 報 酬	030430		14000
役 員 費 与			
同 上 の 支 払 確 定 年 月 日			
住所 (所在地)	330-8043 0075 (電話番号) 048-762-7133		
氏名 (名称)	浅野目義英 (印)		
本 税	6199		
延 滞 税			
合 計 額	¥ 6199		
納期等の区分	令和 年 月 日 0304		
支 払 分 源 泉 所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税			
証券受領			
内 証 一 部			
出 納	357		
第四北越 北浦和			

整理番号 21

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	---

支出年月日	3年5月25日	支出額	12,571 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労工顧問報酬(5月分)		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ニ付シ、社労工顧問報酬(5月分)として

口座名 浅野目義英 支払先名 ありあけ社会保険労務事務所

普通預金(兼お借入明細)

5

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引/残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を扱われます。)</small> (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7	03-05-25 送金	*12,571	IB アラカワシヤカイホ	*
8				
9				
10				
11				
12				

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請 求 書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No. 37

発行日 2021年5月2日

件名： 令和3年5月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所



〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8

ノースピアR105

特定社会保険労務士 荒川 洋一

TEL： 048-637-5178

FAX： 048-637-1350

携帯： 070-4805-3882

E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額 ￥12,571 (税込)

お支払期限： 令和3年5月31日 (月)

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1 ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先 埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4426221 アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ	小計	¥14,000
	消費税	¥0
	源泉所得税	¥1,429
	合計	¥12,571

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。
-----------	--

200円

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所

(以下「甲」という) と

受託社 あらかわ社会保険労務士事務所 (以下「乙」という) とは、

甲の事業における社会保険労務士法第2条第1項1号、1号の2、1号の3、2号、3号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期 間	令和2年9月1日～令和3年8月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合わせについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章 その他

(協議解決)

第17条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第18条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和 2 年 8 月 / 8 日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピア R105
事務所名 あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士 荒川 洋一

整理番号 29

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	3年5月31日	支出額	204,240円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	県政調査事務所5月分給与
----	--------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

E-Tel, 県政調査事務所5月分給与として

口座名 浅野目義英 支払先名 XXXXXXXXXX

年=月=日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を要します。)</small> (円)
10-03-05-31	送金	*204,240	IB XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支給明細書

令和03年 05月分 給与 支給日 令和03年05月31日
 締日 令和03年05月31日

受領印



000002 [Redacted] 様

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

勤 怠 内 訳		支 給 項 目		控 除 項 目		そ の 他	
出勤日数	17.00	基本給	189,000	雇用保険	630	社会保険合計	630
総労働時間	124.00	固定残業手当	21,000	所得税	5,130	課税対象額	209,370
所定内労働時	123.25					非課税合計	
法定外残業時	0.75					課税支給累計	799,360
						社会保険累計	2,398
						所得税累計	15,600
						振込支給額	0
						現金支給額	204,240
						差引支給額	204,240
有給残日数	10	合 計	210,000	合 計	5,760		

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	浅野目 印
1	土						
2	日						
3	月						
4	火						
5	水						
6	木	10:00	18:30	1:00	7:30	●	●
7	金	9:00	16:45	1:00	6:45	●	●
8	土						
9	日						
10	月	9:30	17:00	1:00	6:30	●	●
11	火	10:00	18:30	1:00	7:30	●	●
12	水	12:00	16:00		4:00	●	●
13	木	9:00	18:00	1:00	8:00	●	●
14	金	9:00	17:00	1:00	7:00	●	●
15	土						
16	日						
17	月	9:00	18:00	1:00	8:00	●	●
18	火	9:00	18:00	1:00	8:00	●	●
19	水	10:00	17:00		7:00	●	●
20	木	9:30	16:45	1:00	6:15	●	●
21	金	9:00	18:45	1:00	8:45	●	●
22	土						
23	日						
24	月	9:30	18:00	1:00	7:30	●	●
25	火	9:45	18:00	1:00	7:15	●	●
26	水						
27	木	9:00	18:00	1:00	8:00	●	●
28	金	9:00	18:00	1:00	8:00	●	●
29	土						
30	日						
31	月	9:00	18:00	1:00	8:00	●	●
合計					124:00	出勤日数	17日

労働条件通知書兼雇用契約書（正職員用）

副

フリガナ	■■■■■	性別	■	生年 月日	■■■■■年■■月■■日
氏名	■■■■■	■			
現住所	〒■■■■■	■■■■■	携帯	■■■■■	■■■■■
雇用期間	令和 3 年 5 月 1 日より	就業場所	埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8		
従事業務	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客対応、資料集め・整理・作成、後援会の調整、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基本給	189,000 円		
		固定残業手当	21,000 円		
		手当	円		
		手当	円		
就業時間	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分 (休憩 12 時 00 分より 13 時 00) 業務上の都合・シフトによる変動あり	インセンティブ	有		
		時間外労働有無	有		
		休日労働有無	有		
休日 休暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、 その他事務所指定休日 業務上の都合・シフトによる変動有り ※事前に勤務表に定める	昇給・考課	有 (4 月)		
		賞与	有 (7 月・12 月)		
		退職金	無		
		賃金締切日	末日締切		
休暇	法定通り (原則 6 か月経過後 10 日) ※勤続年数は入職時から通算する	賃金支払日	当月末日支払		
		賃金支払方法	銀行振込		
定年	60 歳 (65 歳迄の継続雇用制度有り)	教育訓練	有		
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用する		
割増賃金率	所定時間外、法定超 (125) % ・ 所定超 (100) % ・ 休日 法定休日 (135) % 法定外休日 (125) % ・ 深夜 (25) %				
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を多面的に評価・勘案した上で、職能給テーブルの範囲内でこれを決定する。				
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当 (深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する) とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 : 180,000 円 ÷ 165 時間 (月平均所定時間) × 1.00 × 8 時間 +180,000 円 ÷ 165 時間 (月平均所定時間) × 1.25 × 8.25 時間 = 19,978 円 < 20,000 円				
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの				
休職制度	有 6 か月以上勤務者 (休職事由が傷病の場合、治癒の判断は事務所が行う)				
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。				
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 昇給・考課については能力、実績、事務所の運営状況等を勘案し、毎年必ず昇給の約束をするものではありません。また、減給する場合があります。 5. 賞与は、事務所の運営状況の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがあります。 6. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は後援会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 7. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 8. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、レポート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 9. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行わないこと。 10. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的で PC、メールなどの通信は禁止します。 				

	<p>11. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。</p>
解 雇	<p>次の各号の一に該当する場合は解雇します。</p> <p>① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、回復が見込まれず、他の軽易な職務に転換させることもできないとき。</p> <p>② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。</p> <p>③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。</p> <p>④ 協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。</p> <p>⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。</p> <p>⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき</p> <p>⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき</p> <p>⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき</p> <p>⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき</p> <p>⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき</p> <p>⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき</p> <p>⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき</p> <p>⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき</p> <p>⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき</p> <p>⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき</p>
服務抜粋	<p>1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。</p> <p>2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。</p> <p>3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかななければならない。</p> <p>4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないように、言葉遣いや行動に気を配ること。</p> <p>5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ID、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。</p>

上記以外の労働条件等については労働法令及び事務所内規則によります。 令和 3年 4月 30日

使用者職氏名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表 浅野目 義英

労働者住所
氏名

整理番号 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年6月4日	支出額	5,130 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所 5月分給与の源泉所得税
-----	---------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
---------	-----------

5月分給与 5月31日支払

国税 取納金 資金	給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)	給 領 収 証 書	整理番号
32301	令和 年度 03	税務署番号 00033018	110
区分	支払年月日	人 員	支給額(円)
降給 給料等	030531		5130
給与(役員賞与を除く)			
日雇者の 賃金			
退職手当等			
税理士等の 報酬			
役員賞与			
同上の支払 確定年月日			
住所 330-0073 (所在地)	電話番号 042-762-7753	〒330-0073	〒330-0073
氏名	浅野目義英	代表(印)	
摘要	5月分給与 5月31日支払		
年末調整による 不足税額		年末調整による 超過税額	
本 税		延滞 滞 税	
合計額		合計額	¥6,559
納期等の区分 令和 年 月 03 05 支払分源泉所得税 及び復興特別所得税 証券受領 内金 現金 振込			
出納 3.6.4 浅野目義英			
日本銀行(本店・支店・代理店) 蔵入代理店(郵便局を 含む。)又は税務署の領収日付印が押されているかお 確かめください。			

整理番号 5

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年6月4日	支出額	1,429 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	社労士顧問報酬 5月分の源泉所得税
----	-------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
---------	-----------

社労士顧問報酬 5月分 支払日 5月25日 記

国税 収納金 資金	給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(号)	領収証書	納期等の区分
32301	令和 年度 03	770	令和 年 月 日 03 05
区 分	支 払 年 月 日	人 員 名	支 払 金 額 (額)
俸給(給料等)			
日雇労働者の賃金			
役員賞与			
税理士等の報酬	03 05 31		14000
同上の支払 確定年月日			1429
住所(所在地)	電話番号	支 払 金 額 (額)	本 税
330-85430075	047-762-7739		6559
氏名	印	延 滞 税	合計額
浅野目 義英			¥ 6559
摘要			

納期等の区分
令和 年 月 日 03 05
支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領
印
印

出納
3.6.4
浅野目 義英

◎日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を
含む))又は税務署の領収日付印が押されているかお
確かめください。

左記の合計額を領収しませ

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年6月30日	支出額	12,571 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

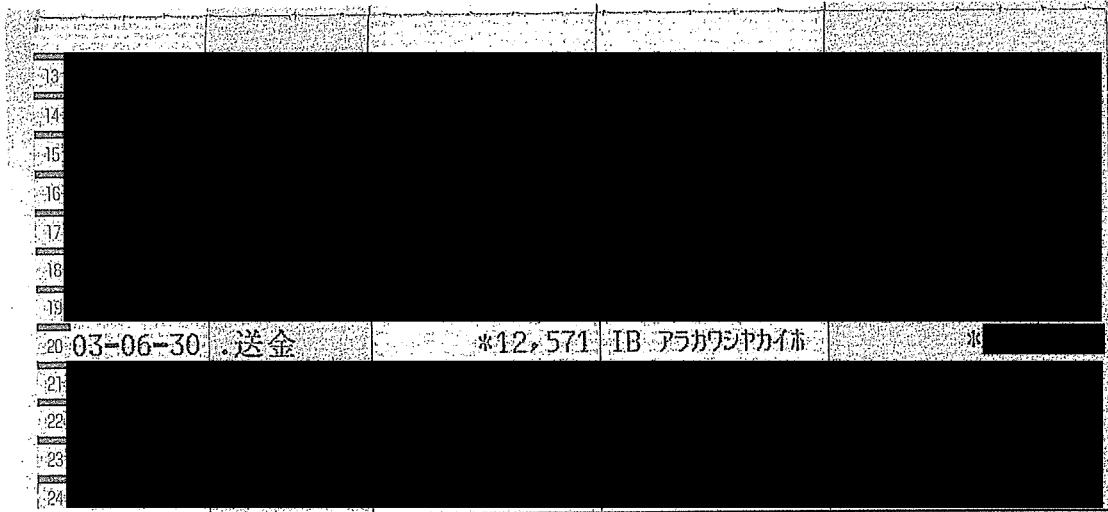
使途	社労士顧問報酬(6月分)
----	--------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ただし、社労士顧問報酬(6月分)として

口座名 浅野目義英 支払先名 あらわの社会保険労務士事務所



03-06-30 送金 *12,571 IB アラカワシヤカイホ

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

5

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請求書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No. 45

発行日 2021年6月8日

件名：令和3年6月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8

ノースピアR105

特定社会保険労務士 荒川 洋一

TEL：048-637-5178

FAX：048-637-1350

携帯：070-4805-3882

E-Mail：aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp



合計金額 ¥12,571 (税込)

お支払期限：令和3年6月30日(月)

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1 ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先 埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4426221 アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ	小計	¥14,000
	消費税	¥0
	源泉所得税	¥1,429
	合計	¥12,571

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。
----	--

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所

(以下「甲」という) と

受託社 あらかわ社会保険労務士事務所 (以下「乙」という) とは、

甲の事業における社会保険労務士法第2条第1項1号、1号の2、1号の3、2号、3号の業務について下記のとおり契約します。

契 約 事 項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期 間	令和2年9月1日～令和3年8月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事項	<p>甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。</p> <p>行政機関や他者からの問い合わせについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。</p>

第6章 その他

(協議解決)

第17条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとしします。

(その他)

第18条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとしします。

令和 2 年 8 月 / 8 日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

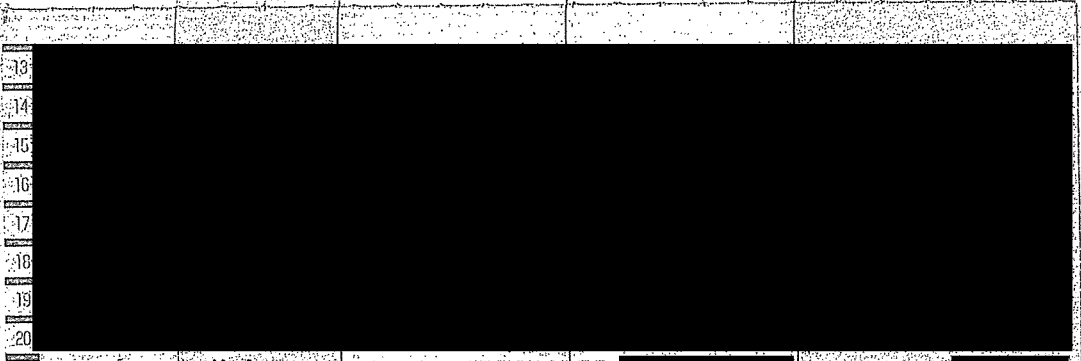

(乙) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピア R105
事務所名 あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士 荒川 洋一

整理番号	25
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年6月30日	支出額	204,240円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	県政調査事務所 6月分給与		

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
T-F、県政調査事務所 6月分給与	
口座名 浅野目義英	支払先名 XXXXXXXXXX
	
03-06-30	送金
*204,240	IB XXXXXXXXXX *
	
○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。	
5	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支給明細書

令和03年 06月分 給与

支給日 令和03年06月30日

締日 令和03年06月30日

受領印


















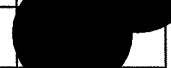





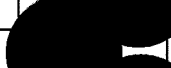




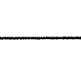




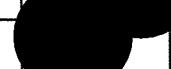









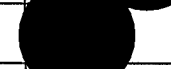
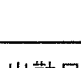
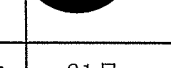
埼玉県議会議員 あさのめ事務所

000002 XXXXXXXXXX 様

勤 怠 内 訳		支 給 項 目		控 除 項 目		そ の 他	
出勤日数	21.00	基本給	189,000	雇用保険	630	社会保険合計	630
有給日数	1.00	固定残業手当	21,000	所得税	5,130	課税対象額	209,370
総労働時間	141.75					非課税合計	
所定内労働時	140.75					課税支給累計	1,009,360
法定外残業時	1.00					社会保険累計	3,028
						所得税累計	20,730
有給残日数	9	合 計	210,000	合 計	5,760	振込支給額	204,240
						現金支給額	0
						差引支給額	204,240

2021 年 6 月分出勤簿

氏名： 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	印
1	火	10:00	20:00	1:00	9:00		
2	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
3	木	9:00	16:45	1:00	6:45		
4	金	9:30	17:00	1:00	6:30		
5	土						
6	日						
7	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
8	火	9:00	17:00	1:00	7:00		
9	水	9:00	17:00	1:00	7:00		
10	木	9:30	17:00	1:00	6:30		
11	金	10:00	18:30	1:00	7:30		
12	土						
13	日						
14	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
15	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
16	水	有給					
17	木	9:00	16:00	1:00	6:00		
18	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
19	土						
20	日						
21	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
22	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
23	水	10:00	14:00		4:00		
24	木	10:30	17:00	1:00	5:30		
25	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
26	土						
27	日						
28	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
29	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
30	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
合計					141:45	出勤日数	21日

労働条件通知書兼雇用契約書（正職員用）

副

フリガナ		性別	生年 月日	
氏名				年 月 日
現住所	〒 携帯			
雇用期間	令和 3 年 5 月 1 日より	就業場所	埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8	
従事業務	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客対応、資料集め・整理・作成、後援会の調整、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基本給	189,000 円	
		固定残業手当	21,000 円	
		手当	円	
		手当	円	
就業時間	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分 (休憩 12 時 00 分より 13 時 00 分) 業務上の都合・シフトによる変動あり	インセンティブ	有	
		時間外労働有無	有	
		休日労働有無	有	
休日 休暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、 その他事務所指定休日 業務上の都合・シフトによる変動有り ※事前に勤務表に定める	昇給・考課	有 (4 月)	
		賞与	有 (7 月・12 月)	
		退職金	無	
		賞金締切日	末日締切	
休暇	法定通り (原則 6 か月経過後 10 日) ※勤続年数は入職時から通算する	賞金支払日	当月末日支払	
		賞金支払方法	銀行振込	
定年	60 歳 (65 歳迄の継続雇用制度有り)	教育訓練	有	
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用する	
割増賃金率	所定時間外、法定超 (125) % ・ 所定超 (100) % ・ 休日 法定休日 (135) % 法定外休日 (125) % ・ 深夜 (25) %			
賞金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を多面的に評価・勘案した上で、職能給テーブルの範囲内でこれを決定する。			
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当 (深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する) とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 : 180,000 円 ÷ 165 時間 (月平均所定時間) × 1.00 × 8 時間 + 180,000 円 ÷ 165 時間 (月平均所定時間) × 1.25 × 8.25 時間 ÷ 19,978 円 < 20,000 円			
賞金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの			
休職制度	有 6 か月以上勤務者 (休職事由が傷病の場合、治癒の判断は事務所が行う)			
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。			
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 昇給・考課については能力、実績、事務所の運営状況等を勘案し、毎年必ず昇給の約束をするものではありません。また、減給する場合があります。 5. 賞与は、事務所の運営状況の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがあります。 6. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は後援会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 7. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 8. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 9. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行わないこと。 10. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的で PC、メールなどの通信は禁止します。 			

	<p>11. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。</p>
解 雇	<p>次の各号の一に該当する場合は解雇します。</p> <p>① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、回復が見込まれず、他の軽易な職務に転換させることもできないとき。</p> <p>② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。</p> <p>③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。</p> <p>④ 協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。</p> <p>⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。</p> <p>⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき</p> <p>⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき</p> <p>⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき</p> <p>⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき</p> <p>⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき</p> <p>⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき</p> <p>⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき</p> <p>⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき</p> <p>⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき</p> <p>⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき</p>
サービス抜粋	<p>1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。</p> <p>2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。</p> <p>3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかななければならない。</p> <p>4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないように、言葉遣いや行動に気を配ること。</p> <p>5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ID、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。</p>

上記以外の労働条件等については労働法令及び事務所内規則によります。 令和 3年 4月 30日

使用者職氏名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表 浅野目 義英

労働者住所
氏名

整理番号	2
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	3年7月/日	支出額	95,629 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	令和3年度 夏季賞与		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ただし、令和3年度 夏季賞与として

口座名 浅野目義英 支払先名 [REDACTED]

13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23	03-07-01	.送金	*95,629	IB	[REDACTED]	*
24						

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

5

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

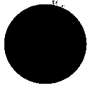
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支給明細書

夏季賞与

支給日 令和03年07月01日

受領印



000002 XXXXXXXXXX 様

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

勤 怠 内 訳		支 給 項 目		控 除 項 目		そ の 他	
		賞与	100,000	雇用保険 所得税	300 4,071	社会保険合計 課税対象額 非課税合計	300 99,700
		合 計	100,000	合 計	4,371	振込支給額	95,629
						現金支給額	0
						差引支給額	95,629

	11. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。
解 雇	<p>次の各号の一に該当する場合は解雇します。</p> <p>① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、回復が見込まれず、他の軽易な職務に転換させることもできないとき。</p> <p>② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。</p> <p>③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。</p> <p>④ 協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。</p> <p>⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。</p> <p>⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき</p> <p>⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき</p> <p>⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき</p> <p>⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき</p> <p>⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき</p> <p>⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき</p> <p>⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき</p> <p>⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき</p> <p>⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき</p> <p>⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき</p>
服務抜粋	<p>1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。</p> <p>2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。</p> <p>3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。</p> <p>4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないように、言葉遣いや行動に気を配ること。</p> <p>5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ID、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。</p>

上記以外の労働条件等については労働法令及び事務所内規則によります。 令和 3年 4月 30日

使用者職氏名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表 浅野目 義英

労働者住所
氏名

整理番号 7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年7月8日	支出額	5,130 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所 6月分給与の源泉所得税
----	---------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

支払年月日 令和3年6月30日

国税 取納金 資金	給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)	⑥ 領収証書	税務署使用機	整理番号
32301	令和 年度 03	税務署 00033018	110	
区分	支払年月日	人 員	支 給 額	納期等の区分
俸給・給料等	030630		210000	令和 年 月 0306
賞与(役員賞与を除く)				支払分源泉所得税 及び復興特別所得税
日雇者の賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬				
役員賞与				
同上の支払 確定年月日				
住所(所在地)	330-0075 (電話番号) 048-762-7133	支取先(口座)	ハナキ 2-7-8	本 税
氏名	浅野目 義英	延滞税		合計額
摘要				¥6,559

①日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

15-02101- [] 010065

納期等の区分

令和 年 月 日 0306

支払分源泉所得税 及び復興特別所得税

証券受領

日本銀行

領収証

3.7.8

第四北浦和

左記の合計額を領収しました。

整理番号 8

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年7月8日	支出額	1,429 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 社労士顧問報酬 6月分 源泉所得税

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

「支払年月日、R3.6月30日支払」

国税 収納金 資金 32301 令和 年度 03 税 務 署 名 (株) 龍志会 税 務 署 番 号 00033018 税 務 署 使 用 欄 110 整 理 番 号

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)

区 分	支 払 年 月 日	人 員	支 払 給 付 額	税 額	納 税 額
俸給・給料等					
賞与(役員賞与を除く)					
日雇者の賃金					
退職手当等					
税理士等の報酬	030630		14000		1429
役員賞与					
同上の支払確定年月日					

納期等の区分 令和 年 月 03 06 支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領 日 領 用 票

住所 (所在地) 5-30-10075 (電話番号) 048-762-4133 入会費 2-7-8

氏名 (印) 様(御中)

本 税 6559
延 滞 税
合計額 ¥6559

年末調整による不足税額
年末調整による超過税額

国庫金

○日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

左記の合計額を領収しました。

整理番号 12

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年7月13日	支出額	30,480 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	あさのめ事務所(政務活動事務所)令和3年度 労働保険料
-----	-----------------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

納付書・領収証書 (労働保険) (国庫金)

取扱庁名
埼玉労働局

※取扱庁番号

00075316

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

令和 03 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
11101						6	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) 元号 9 年度 3
※徴収年度(元号:平成は7、令和は9) 元号 9 年度 3

納付の目的

1. 令和 3 年度 概算 1 期

2. 増加概算...1 2 3 4 期
料率引上...2 3 4 期(翌年度第1期)

3. 令和 2 年度 確定

※収納区分 62

(住所) 〒330-0075
さいたま市浦和区創り谷2-7-8

(氏名) 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
浅野目 義英 股

08-E002976 AA1A11R012529#
11101 0012529 E

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働 保険 料	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 3 0 4 5 6
退職 給付 基金 拠出金	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 2 4
納付額 (合計額)	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 3 0 4 8 0

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

3 出納
3.7.13
第四北越
北浦和
(納付者渡し)

※ 扱分した場合は、領収方法を示すに記入する。

整理番号 27

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年7月26日	支出額	12,571 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	社労工顧問報西州(7月分)
----	---------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし、社労工顧問報西州(7月分)として

口座名 浅野目義英 支払先名 ありやわ社会保険労務事務所

13	03-07-26	送金	*12,571	IB アラカシヤカイト	* [REDACTED]
14	[REDACTED]				
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

7

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請 求 書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No. 55

発行日 2021年7月3日

件名：令和3年7月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所 
 〒330-0074
 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
 ノースピアR105
 特定社会保険労務士 荒川 洋一
 TEL：048-637-5178
 FAX：048-637-1350
 携帯：070-4805-3882
 E-Mail：aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額 **¥12,571** (税込) お支払期限： **令和3年7月30日(金)**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1 ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先 埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4426221 アラカワシャカイホケンロウムシジムシヨ アラカワ ヨウイチ	小計	¥14,000
	消費税	¥0
	源泉所得税	¥1,429
	合計	¥12,571

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。
-----------	--

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所

(以下「甲」という) と

受託社 あらかわ社会保険労務士事務所 (以下「乙」という) とは、

甲の事業における社会保険労務士法第2条第1項1号、1号の2、1号の3、2号、3号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期 間	令和2年9月1日～令和3年8月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事項	<p>甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。</p> <p>行政機関や他者からの問い合わせについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。</p>

第6章 その他

(協議解決)

第17条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第18条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和 2年 8月 / 8日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピア R105
事務所名 あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士 荒川 洋一

整理番号 32

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
○ 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年7月29日	支出額	1,429 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	社労士顧問報酬7月分の源泉所得税
----	------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

支払年月日 R3.7月26日 (誤記)

税 領収証書 給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)		納期等の区分 令和 3 年 7 月 0307 支払分源泉所得税 及び復興特別所得税	
整理番号 32301	令和 年度 03	税務署 00033018	税務署使用欄 1110
区分 給与等 退職金 賞与 退職手当等 役員報酬 賞与 退職金 賞与 退職金 賞与	支払年月日 3 年 7 月 29 日	金額 14,000	金額 1,429
住所 330-0807 (電話番号 048-762-7133) 048-762-7133 048-762-7133		本 税 110630	延滞税 0000
氏名 浅野目義英		合計額 ¥110630	日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

整理番号	33
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 ⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	3年7月29日	支出額	4,071 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所 令和3年度夏季賞与の源泉所得税
-----	-------------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
「支払年月日R3.7月1日」	

国税取納金 整理番号	32301	令和 年度 03	給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(号)	033	(印) 領収証書	税務署番号	00033018	税務署使用欄	000	整理番号	[Redacted]
区分	支払年月日	人 員	支 給 額	支 給 額	支 給 額	支 給 額	支 給 額	支 給 額	支 給 額	支 給 額	支 給 額
俸給(給料等)											
賞与(役員賞与を除く)	030701						100000				4071
日雇労働者の 賃金											
退職手当等											
税理士等の 報酬											
役員賞与											
同上の支払 確定年月日											
住所 (所在地)	330-8433-0075 (電話番号 048-762-7133)		[Redacted]								
氏名	浅野目 義英		[Redacted]								
摘要	[Redacted]										
納期等の区分	令和3年7月										
支払分源泉所得税 及び復興特別所得税	0307										
証券受領	[Redacted]										
本 税	10630										
延滞 税	[Redacted]										
合計額	¥ 110630										
◎日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。											

整理番号 34

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年7月29日	支出額	5,130 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所 7月分給与の源泉所得税
----	---------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

「支払年月日 7月30日」

国税 領収証書		給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)	
資金整理番号	32301	令和 年度	03
税務署名	753	税務署番号	00033018
税務署使用欄	110	整理番号	[Redacted]
区分	支払年月日	人員	給 額
俸給(給料等)	030730	1	210000
税			5130
納期等の区分	令和 年 月	03 07	
支払分源泉所得税 及び復興特別所得税			
日雇者の 賃金			
退職手当等			
税理士等の 報酬			
役員賞与			
同上の支払 確定年月日			
住所(所在地)	530-830015 (電話番号) 048-762-7133		
氏名	浅野目義英		
摘要	14-02101- [Redacted] (印) 3.7.29		
本 税	110630		
延滞 税			
合計額	¥110630		
◎ 日本銀行(本店・支店・代理店) 蔵入代理店(郵便局を 含む。)又は税務署の領収日付印が押されているかお 確かめください。			
※ 按分した場合は、積算方法を条目に記入すること。			

整理番号	35
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
⑥人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年7月30日	支出額	204,240 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	県政調査事務所 7月分給与
----	---------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
---------	-----------

ただし、県政調査事務所 7月分給与として

口座名 浅野目義英 支払先名 XXXXXXXXXX

13				
14				
15	03-07-30	送金	*204,240	IB XXXXXXXXXX * XXXXXXXXXX
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

7

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働条件通知書兼雇用契約書（正職員用）

副

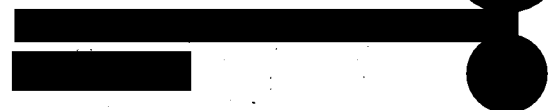
フリガナ		性別	生年 月日	
氏名				年 月 日
現住所	〒 携帯			
雇用期間	令和 3年 5月 1日より	就業場所	埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8	
従事業務	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客対応、資料集め・整理・作成、後援会の調整、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基本給	189,000 円	
		固定残業手当	21,000 円	
		手当	円	
		手当	円	
就業時間	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分 (休憩 12 時 00 分より 13 時 00) 業務上の都合・シフトによる変動あり	インセンティブ	有	
		時間外労働有無	有	
		休日労働有無	有	
休日 休暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、 その他事務所指定休日 業務上の都合・シフトによる変動あり ※事前に勤務表に定める	昇給・考課	有 (4 月)	
		賞与	有 (7 月・12 月)	
		退職金	無	
		賃金締切日	末日締切	
休暇	法定通り (原則 6 か月経過後 10 日) ※勤続年数は入職時から通算する	賃金支払日	当月末日支払	
		賃金支払方法	銀行振込	
定年	60 歳 (65 歳迄の継続雇用制度有り)	教育訓練	有	
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用する	
割増賃金率	所定時間外、法定超 (125) % ・ 所定超 (100) % ・ 休日 法定休日 (135) % 法定外休日 (125) % ・ 深夜 (25) %			
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を多面的に評価・勘案した上で、職能給テーブルの範囲内でこれを決定する。			
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当 (深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する) とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 : 180,000 円 ÷ 165 時間 (月平均所定時間) × 1.00 × 8 時間 +180,000 円 ÷ 165 時間 (月平均所定時間) × 1.25 × 8.25 時間 = 19,978 円 < 20,000 円			
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの			
休職制度	有 6 か月以上勤務者 (休職事由が傷病の場合、治癒の判断は事務所が行う)			
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。			
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 昇給・考課については能力、実績、事務所の運営状況等を勘案し、毎年必ず昇給の約束をするものではありません。また、減給する場合があります。 5. 賞与は、事務所の運営状況の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがあります。 6. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は後援会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 7. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 8. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 9. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行わないこと。 10. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的で PC、メールなどの通信は禁止します。 			

	<p>11. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。</p>
<p>解 雇</p>	<p>次の各号の一に該当する場合は解雇します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、回復が見込まれず、他の軽易な職務に転換させることもできないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④ 協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適合と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適合のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
<p>服務抜粋</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかななければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、I D、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については労働法令及び事務所内規則によります。 令和 3年 4月 30日

使用者職氏名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表 浅野目 義英

労働者住所
氏名



支給明細書

令和03年 07月分 給与

支給日 令和03年07月30日

締日 令和03年07月31日

受領印



000002

様

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

勤 怠 内 訳		支 給 項 目		控 除 項 目		そ の 他	
出勤日数	20.00	基本給	189,000	雇用保険	630	社会保険合計	630
総労働時間	143.50	固定残業手当	21,000	所得税	5,130	課税対象額	209,370
所定内労働時	142.00					非課税合計	
法定外残業時	1.50					課税支給累計	1,319,360
						社会保険累計	3,958
						所得税累計	29,931
有給残日数	9	合 計	210,000	合 計	5,760	振込支給額	204,240
						現金支給額	0
						差引支給額	204,240

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	読目 印
1	木	9:30	16:45	1:00	6:15	●	●
2	金	9:30	18:00	1:00	7:30	●	●
3	土						●
4	日						
5	月	9:30	18:00	1:00	7:30	●	●
6	火	9:30	19:30	1:00	9:00	●	●
7	水	9:30	19:00	1:00	8:30	●	●
8	木	9:30	18:00	1:00	7:30	●	●
9	金	9:30	18:00	1:00	7:30	●	●
10	土						●
11	日						
12	月	10:00	17:00	1:00	6:00	●	●
13	火	10:00	17:00	1:00	6:00	●	●
14	水	10:00	17:00	1:00	6:00	●	●
15	木	10:00	17:30	1:00	6:30	●	●
16	金	10:00	17:00	1:00	6:00	●	●
17	土						●
18	日						
19	月	9:30	18:00	1:00	7:30	●	●
20	火	9:30	18:00	1:00	7:30	●	●
21	水	10:00	18:45	1:00	7:45	●	●
22	木						●
23	金						
24	土						
25	日						
26	月	9:30	18:00	1:00	7:30	●	●
27	火	9:00	18:00	1:00	8:00	●	●
28	水	10:00	18:00	1:00	7:00	●	●
29	木	10:00	18:00	1:00	7:00	●	●
30	金	10:00	18:00	1:00	7:00	●	●
31	土						
合計					143:30	出勤日数	20日

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	3年8月30日	支出額	12,571 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	社労士顧問報酬(8月分)
----	--------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

〒〒、社労士顧問報酬(8月分)として

口座名 浅野目義英 支払先名 あらやの社会保険労務士事務所

普通預金(兼お借入明細) 8

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(1-の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
1				
2				
3				
4	03-08-30 送金	*12,571	IB アラカワシカイホ	*
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※ 分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請 求 書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No. 64

発行日 2021年8月3日

件名： 令和3年8月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8

ノースピアR105

特定社会保険労務士 荒川 洋一

TEL： 048-637-5178

FAX： 048-637-1350

携帯： 070-4805-3882

E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額 ￥12,571 (税込)

お支払期限： **令和3年8月31日 (火)**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1 ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先 埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4426221 アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ	小計	¥14,000
	消費税	¥0
	源泉所得税	¥1,429
	合計	¥12,571

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。
-----------	--

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所

(以下「甲」という) と

受託社 あらかわ社会保険労務士事務所 (以下「乙」という) とは、

甲の事業における社会保険労務士法第2条第1項1号、1号の2、1号の3、2号、3号の業務について下記のとおり契約します。

契 約 事 項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期 間	令和2年9月1日～令和3年8月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事項	<p>甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。</p> <p>行政機関や他者からの問い合わせについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。</p>

第6章 その他

(協議解決)

第17条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第18条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和 2 年 8 月 / 8 日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピア R105
事務所名 あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士 荒川 洋一

労働条件通知書兼雇用契約書（正職員用）

副

フリガナ	■■■■■	性別	■■■	生年 月日	■■■■年■■月■■日
氏名	■■■■■	■■■	■■■	■■■■年■■月■■日	■■■■年■■月■■日
現住所	〒■■■■■	携帯	■■■■■		
雇用期間	令和 3 年 5 月 1 日より	就業場所	埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8		
従事業務	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客対応、資料集め・整理・作成、後援会の調整、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基本給	189,000 円		
		固定残業手当	21,000 円		
		手当	円		
		手当	円		
就業時間	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分 (休憩 12 時 00 分より 13 時 00) 業務上の都合・シフトによる変動あり	インセンティブ	有		
		時間外労働有無	有		
		休日労働有無	有		
休日 休暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、 その他事務所指定休日 業務上の都合・シフトによる変動有り ※事前に勤務表に定める	昇給・考課	有 (4 月)		
		賞与	有 (7 月・12 月)		
		退職金	無		
		賃金締切日	末日締切		
休暇	法定通り (原則 6 か月経過後 10 日) ※勤続年数は入社時から通算する	賃金支払日	当月末日支払		
		賃金支払方法	銀行振込		
定年	60 歳 (65 歳迄の継続雇用制度有り)	教育訓練	有		
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用する		
割増賃金率	所定時間外、法定超 (125) % ・ 所定超 (100) % ・ 休日 法定休日 (135) % 法定外休日 (125) % ・ 深夜 (25) %				
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を多面的に評価・勘案した上で、職能給テーブルの範囲内でこれを決定する。				
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当(深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する)とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 : 180,000 円 ÷ 165 時間 (月平均所定時間) × 1.00 × 8 時間 + 180,000 円 ÷ 165 時間 (月平均所定時間) × 1.25 × 8.25 時間 = 19,978 円 < 20,000 円				
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの				
休職制度	有 6 か月以上勤務者 (休職事由が傷病の場合、治癒の判断は事務所が行う)				
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。				
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 昇給・考課については能力、実績、事務所の運営状況等を勘案し、毎年必ず昇給の約束をするものではありません。また、減給する場合があります。 5. 賞与は、事務所の運営状況の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがあります。 6. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は後援会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 7. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 8. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 9. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行わないこと。 10. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的で PC、メールなどの通信は禁止します。 				

	11. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。
解 雇	<p>次の各号の一に該当する場合は解雇します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、回復が見込まれず、他の軽易な職務に転換させることもできないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④ 協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
服務抜粋	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかななければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ID、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については労働法令及び事務所内規則によります。 令和 3年 4月 30日

使用者職氏名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表 浅野目 義英

労働者住所
氏名

支給明細書

様










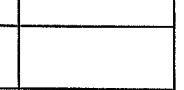
























000002

令和03年08月分給与支給日 令和03年08月31日
 埼玉県議会議員 あさのめ事務所 締日 令和03年08月31日

受領印



勤 怠	内 訳	支 給 項 目	控 除 項 目	そ の 他
出勤日数	17.00	基本給	雇用保険	社会保険合計
有給日数	1.00	固定残業手当	所得税	課税対象額
特別休暇日数	3.00			非課税合計
総労働時間	115.75			課税支給累計
所定内労働時	114.50			社会保険累計
法定外残業時	1.25			所得税累計
有給残日数	8	合 計	合 計	振込支給額
		210,000	5,760	204,240
				現金支給額
				0
				差引支給額
				204,240

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	浅野目 印
1	日						
2	月	9:30	18:00	1:00	7:30		
3	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
4	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
5	木	9:30	18:00	1:00	7:30		
6	金	9:00	19:15	1:00	9:15		
7	土						
8	日	山の日					
9	月	振替休日					
10	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
11	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
12	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
13	金	夏季休暇					
14	土						
15	日						
16	月	夏季休暇					
17	火	10:00	17:30	1:00	6:30		
18	水	夏季休暇					
19	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
20	金	10:00	18:15	1:00	7:15		
21	土						
22	日						
23	月	10:00	17:30	1:00	6:30		
24	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
25	水	有給					
26	木	9:30	16:45	1:00	6:15		
27	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
28	土						
29	日						
30	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
31	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
合計					115:45	出勤日数	17日

整理番号 27

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	3年9月30日	支出額	12,571 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	社会士顧問報酬(9月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

トータル 社会士顧問報酬(9月分)として

口座名 浅野目義英 支払先名 あらかわ社会保険労務士事務所

13									
14									
15									
16									
17									
18									
19					03-09-30	送金	*12,571	IB アラカワシヤカイホ	※
20									
21									
22									
23									
24									

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

※ 8 分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所

(以下「甲」という) と

受託社 あらかわ社会保険労務士事務所 (以下「乙」という) とは、

甲の事業における社会保険労務士法第2条第1項1号、1号の2、1号の3、2号、3号の業務について下記のとおり契約します。

契 約 事 項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期 間	令和3年9月1日～令和4年8月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事項	<p>甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。</p> <p>行政機関や他者からの問い合わせについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。</p>

(成果物の現状変更及び譲渡禁止)

第16条 甲は、乙の承諾を得なければ、委託業務により作成された成果物（最終成果物だけでなく、途中で作成された一切のものを含む）を変更し、又は第三者に譲渡してはなりません。

(成果物の権利の帰属)

第17条 無体財産権（著作権法第21条から第28条に定める権利のうち、第23条、第26条の3を除く）の権利は乙に帰属します。

第6章 その他

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはなりません。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではありません。

(協議解決)

第19条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第20条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和 3年 9月 1日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピア R105
事務所名 あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士 荒川 洋一

整理番号	28
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3年9月30日	支出額	204,240 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	県政調査事務所 9月分給与
-----	---------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英



















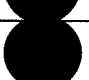





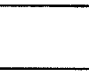
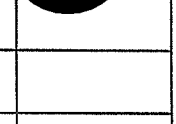







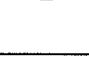







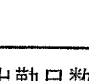
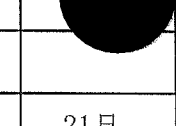
ただし、県政調査事務所 9月分給与として

口座名 浅野目義英 支払先名 XXXXXXXXXX

13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20				03-09-30	送金	*204,240
21						
22						
23						
24						

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

※ 8 れた
 か分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	印
1	水	10:00	14:00		4:00		
2	木	9:30	18:00	1:00	7:30		
3	金	10:00	18:45	1:00	7:45		
4	土						
5	日						
6	月	10:00	17:30	1:00	6:30		
7	火	10:00	19:00	1:00	8:00		
8	水	13:00	16:30	1:00	2:30		
9	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
10	金	10:00	21:00	1:00	10:00		
11	土						
12	日						
13	月	10:00	16:30	1:00	5:30		
14	火	10:00	19:45	1:00	8:45		
15	水	10:00	19:30	1:00	8:30		
16	木	10:00	18:45	1:00	7:45		
17	金	10:00	17:45	1:00	6:45		
18	土						
19	日						
20	月	敬老の日					
21	火	10:00	18:40	1:00	7:40		
22	水	10:00	13:30		3:30		
23	木	10:30	12:00		1:30		
24	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
25	土						
26	日						
27	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
28	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
29	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
30	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
合計					138:10	出勤日数	21日

	<p>11. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。</p>
<p>解 雇</p>	<p>次の各号の一に該当する場合は解雇します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、回復が見込まれず、他の軽易な職務に転換させることもできないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④ 協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
<p>服務抜粋</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかななければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ID、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については労働法令及び事務所内規則によります。 令和 3年 4月 30日

使用者職氏名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表 浅野目 義英

労働者住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

支給明細書

令和03年 09月分 給与 支給日 令和03年09月30日
 締日 令和03年09月30日

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

受領印



000002
 様

勤 怠	内 訳	支 給 項 目	控 除 項 目	そ の 他
勤	21.00	基本給	雇用保険	630
怠	138.17	固定残業手当	所得税	209,370
総労働時間	136.17			1,739,360
所定内労働時	2.00			5,218
法定外残業時				40,191
有給残日数	8			
		合 計	合 計	
		210,000	5,760	

振込支給額	204,240
現金支給額	0
差引支給額	204,240